

第 37 号議案

神戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の件

神戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 3 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

神戸市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年10月条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第 3 条 [略]</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。</p>	<p>第 3 条 [略]</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。<u>ただし、消防団員に係る傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる損害補償」という。）</u>を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</p>

(障害補償)

第9条 消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより負傷し、又は疾病にかかり、治つたときに政令第6条第2項に規定する障害等級（以下「障害等級」という。）に該当する程度の障害が存する場合においては、市は、障害補償として、第1級から第7級までの障害等級に該当する障害があるときには、当該障害が存する期間、障害補償年金を毎年支給し、第8級から第14級までの障害等級に該当する障害があるときには、障害補償一時金を支給する。

2～8 [略]

(年金たる損害補償の額の端数処理)

第19条の2 消防団員等に係る傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる損害補償」という。）の額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

(障害補償)

第9条 消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより負傷し、又は疾病にかかり、治つたときに政令第6条第2項に規定する障害等級（以下「障害等級」という。）に該当する程度の障害が存する場合においては、市は、傷害補償として、第1級から第7級までの障害等級に該当する障害があるときには、当該障害が存する期間、傷害補償年金を毎年支給し、第8級から第14級までの障害等級に該当する障害があるときには、障害補償一時金を支給する。

2～8 [略]

(年金たる損害補償の額の端数処理)

第19条の2 年金たる損害補償の額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金を受ける権利は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後も、なお従前の例により担保に供することができる。
- 3 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）附則第70条第1項及び第71条第1項に規定する申込みに係る傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

理 由

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）の施行に伴い、条例を改正する必要があるため。